

ダム水路主任技術者制度における規制見直しに関する「電気事業法施行規則」、
「経済産業省告示第249号」及び「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」
の一部改正について

平成28年3月
経済産業省
電力安全課

1. 現行制度の概要・経緯

- 電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）においては、一定規模以上の電気工作物については、それぞれの電気工作物の工事、維持及び運用の責任者として、主任技術者免状を有する者を配置することを義務づけている（法第43条第1項）。

その配置の形態として、同法では、電気工作物毎に自社の主任技術者を選任すること以外にも、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号。以下「規則」という。）等において、以下の形態を認めている。

①外部選任：外部の主任技術者が常駐して管理（規則第52条第1項）

②統括事業場：自社の主任技術者が保安人員とともに中核となる事業場に常駐し、近隣の複数の事業場を統括して管理（規則第52条第1項）

③兼任：自社の主任技術者が、保安人員が個別に配置されている近隣の複数の事業場の管理を兼務（規則第52条第3項）

④外部委託：外部の主任技術者や保安法人（主任技術者を擁し、保安サービスを提供する法人）への委託（省令上、小規模な電気工作物に限定）（規則第52条第2項）

⑤許可選任：主任技術者免状は有していないものの、ある特定の電気工作物に精通している者を大臣の許可を受けて選任（法第43条第2項）

- 電気設備の保安の監督を行う「電気主任技術者」については、上記の全ての制度が措置されている。これに対し、水力発電所の水力設備の保安の監督を行う「ダム水路主任技術者」については、これまで水力発電設備の数及び設置者が限られていたことから、「外部委託制度」は措置されていないとともに、「統括事業場制度」については内規が定められておらず、運用方針が明確になっていない状況である。

○ 一方、固定価格買取制度の導入に伴い、中小水力発電設備（自家用電気工作物）の設置数が急激に増加し、多様な新規事業者が参入してきている。このように、増加する中小水力発電設備（自家用電気工作物）の保安水準を確保する観点から、統括事業場制度に係る運用内規を明確化するとともに、水力発電設備の保安を専門的に扱う外部事業者を活用（注2）していくべく外部委託制度を導入するもの。

なお、本件は、産業構造審議会保安分科会第8回電力安全小委員会（平成26年12月22日）において審議され、了解を得ている。

2. 改正の内容

○外部委託制度

【規則の改正】

- ・ ダム水路主任技術者の外部委託に係る大臣承認の要件のうち、外部委託が可能な水力発電設備の規模について、出力2,000kW未満の水力発電設備と規定する。（規則第52条）
- ・ 当該大臣承認の要件のうち受託する者の要件について、電気主任技術者と同様の規定とする。（規則第52条の2）
- ・ 外部委託の承認を受けようとする場合の申請について、電気主任技術者と同様の規定とする。（規則第53条）

【経済産業省告示第249号の改正】

- ・ ダム水路主任技術者の外部委託に係る大臣承認の要件のうち、受託する者の要件（有する免状の種類と実務経験、点検で必要な機械器具、点検頻度等）について、電気主任技術者と同様の規定とする。

【主任技術者制度の解釈及び運用（内規）の改正】

- ・ ダム水路主任技術者の外部委託に係る大臣承認の要件のうち、承認の対象となる水力発電所をダムの高さが十五メートル以下の水路式発電所と規定するとともに、受託する者の要件（個人事業者の兼業等、点検の種類と内容、事業場への到達時間等）について、電気主任技術者と同様の規定とする。
- ・ 兼任させようとする水力発電所のうち、「保安全管理業務の遂行上支障となる場合が多いと考えられるため、特に慎重を期する必要がある場合」を規定する。

○統括事業場制度

統括事業場制度に係る技術的要件（保安全管理体制、選任しようとする者の要件等）について、電気主任技術者と同様の規定により主任技術者制度の解釈及び運用（内規）の改正を行う。

3. スケジュール

- 平成27年12月24日～1月22日 パブリックコメント
- 平成27年3月22日 公布・施行